

(38)横井時敬「本邦農業の前途」、『明治大正農政経済名著集』第一七巻、一七七頁

#### 第二項 柳田国男の農村・農民認識 — 非官学アカデミズム

既に触れたように、柳田農政学は日本農業の近代化をめざし、小作農の大規模借地農化、あるいは、一九〇四(明治三七)年の『中農養成策』に示されるような地主の中農化を求めていた。しかし、現実の開明派官僚(酒匂常明など)による農政は、地主を擁護し小作農を自給生産のなかに閉じ込めようとするものであった。こうして、柳田は農政批判を強めていくのであり、結局、一九一九(大正八)年、官を辞することになった。こうして、柳田農政学は、一旦途切れてしまうのである。柳田は、昭和二三年に書いた『時代ト農政』の「附記」において、「第一次大戦後、私は誤解して世の中がすっかり変って終い、それまでの農政の学問は役に立たなくなるものと考えた。……しかしこの想像は早まっていた。まもなく任務を帯びて渡欧し、かの地の農村をあるく機会を得た際にそれに気がついた。けれどももはや新規に農政の学を立て直す気持ちはなく、この学問は一端途切れてしまった(1)」と述べている。「任務」とは、一九二一(大正一〇)年に就いた国際連盟委任統治委員会の日本委員のことである。当時の長崎県知事渡辺勝三郎に、「喧嘩したのは内閣であって国じゃないだろう」と説得されたのである。そこで、同年、ニューヨークを経て、ジュネーブへと向かうことになる。ニューヨークの印象として、佐々木喜善に宛てた絵はがきにおいて、「自動車の煙のくさいこと」などと記しており、資本主義文明の発達を横目で見えていたことがうかがえる。ところで、「かの地の農村」とは、委任統治地域の農村であろう。柳田は、委任統治委員会において、先住民の人口減少問題を取り上げ、それが、伝統的な風俗習慣の衰退と関連していることに注目し、先住民の利害を考慮し、伝統的な風俗習慣の独自の発展を図る措置を取るべきことを提案していた。イギリスの人類学者リヴァースの理論的影響も受けていたようであるが、このような視点は、新渡戸稲造の「地方学」と出会う以前の柳田にはなかったのである。『時代ト農政』における柳田農政学には、自由主義的近代化の視点が濃厚であった。だから、それを阻むものとしての旧慣という捉え方になっていたのである。例えば、「小作米米納の慣行」などでは、米納習慣の根拠を失っているにも拘らず、なお旧慣のままであることについて、「わが国の小農は、ことに新たな経営方法を発見するの能力において欠けておりますがために、さまで不便とも感ぜず、小作はかくのごときもの是非なきものとあきらめてしまっているからであります(2)」と考えていたのである。このように、農民の内在的理解という視点が、柳田農政学には欠落していた。それが、新渡戸の「地方学」に触れ、それまでの柳田の農村踏査の蓄積が学問的に方向付けられることになり、民俗学的方向へ向かう

契機となったのである。新渡戸の「地方学」は、①田舎の旧記・帳面などから制度の変遷及び風俗習慣などを把握し、②地名の研究から地域の歴史を把握し、③家屋建築法に注目し、家立ちの形態から住民の社会的性格を把握し、④土地分割法に注目し、⑤方言から流風・遺俗を把握し、⑥俚歌・童謡などから労働形態を把握しようとするものであった。そうした「地方学」の試みとして、「桃太郎の昔噺」、「分福茶釜の解」などを書き、民話に着目するのである。そうした方法を取り入れて、伝統文化の独自の発展を支える農政、その条件を解明する農政学を構築することが、「新規に農政の学を立て直す」ことであろう。だが、現実の農政は、伝統文化を守るような装いを取りながら、小作農を自給経済下に閉じ込め、その温存を通して地主を擁護することで、官僚支配・国家支配の基盤安定を図る方向にあった。だから、柳田は、新たな次元で、農政と対決しなければならなかったのである。しかし、もはや「その気はなく」なっていた。こうして、農政の改革は革新官僚石黒忠篤に委ね、柳田は民俗学に新たな地平を求めたのである。したがって、柳田農政学とは異なり、柳田民俗学は農民・国民の内在的理解を求めたのであり、そこに、耕作農民の内在的理解を試みた農本主義との関わりが出てくることになる。

そこに至る中間点が、「郷土会」の時期であった。当時、平田東助、前田正名などの保守官僚農本主義は、地方改良運動(明治四一年～)などを通して、「地方」の意義を強調していた。それが、郷土の歴史を掘り起こそうとする気運を高め、郡市町村誌をまとめる郷土研究が盛んとなっていた。それは、政治的意図を有するものであった。そうしたものは異なって、学問的に地方研究を行ったのが、新渡戸稲造の「地方学」(「地形」とも書き、チカタと読む、「田舎学」とも言う)であった。一九〇七(明治四〇)年二月一四日の第二回報徳会例会において、新渡戸は「地方の研究」なる講演を行ったが、柳田もそれを聞いている。感動した柳田は、「地方学」を研究する「郷土研究会」を組織し、やがて、その会員でもあった地理学者の小田内通敏を通して新渡戸と接触し、意気投合して「郷土会」(一九一〇～一九一九年、明治四三～大正八年)に再編し、大正二年から雑誌『郷土研究』を出すことになった。しかし、当時、柳田は官僚であり、基本を農政学に置かざるを得なかった。農政学としての地方研究か、民俗学としての地方研究か、柳田としても明確にしなければならなくなってくる。その過程での混乱が、地方経済学を提唱する南方熊楠との論争などに現れ、柳田をして、「民俗学は余分の道楽だ」などと言わせることになる。だが、柳田の関心は既に民俗学に移っていた。柳田は「農村生活誌」を主張し、農政学に決別することになる。それを背景に、一九一九(大正八)年の新渡戸の渡欧を契機として、「郷土会」は自然消滅となるのである。なお、「郷土会」の定例会員は、有馬頼寧、石黒忠篤、小田内通敏、小野武夫、木村修三、草野俊助、那須皓、牧口常三郎、正木助次郎、三宅驥一であった。小平権一も参加している。本

論文では、石黒、小平は革新官僚農本主義に位置づけている。石黒・那須と関係の深いのが加藤完治であった。新渡戸・柳田の人脈は、その後の農本主義にもつながっていくのである。また、柳田は、一九二五(大正一四)年、雑誌『民族』を刊行する。これには、有賀喜左衛門、田辺寿利など社会学者も参加しており、柳田は農村社会学の確立にも大きな影響を及ぼしていることは言うまでもない。

このように、『郷土研究』、『民族』などを経て、柳田民俗学が明確化するが、柳田民俗学と農本主義の関連は、国家独占資本主義期において検討することにする。ここでは、独占資本主義期における柳田と農本主義の関わりを示すものとして、農村内部に限定した議論を展開した『日本農民史』(大正一四年の早稲田大学講義録)を取り上げる。まず柳田は、農民史研究における「国柄」と「時の力」への注目を喚起する。「国柄」とは「環境の拘束」であり、歴史貫通的側面をさし、「時の力」とは歴史変動的側面をさすものと考えられる。この両面の交差のなかに、歴史の断面が捉えられるが、それを見る態度として、「その世その場合の心持になって、昔を見ようとする態度(3)」の重要性を指摘するのである。これは柳田民俗学の一つの方法的特質をなす「内省的方法」であろう。こうして、「いかにして日本の農民は、今日のような生活をするようになったのか(4)」を説明しようとするのである。そこで、柳田は、農民の「その世その場合の心持」になるために、農民の社会的環境としての村、村を作る家、家を構成する人が交渉する自然の状況、他の人との関係の状況などを考慮しなければならないと考えるのである。だから、農民の主観的世界に直接入り込もうとする方法ではなかった。環境を客観的に把握することで、それに左右される農民の主観的世界を探る方法だったのである。

さて、柳田は、「各村々の住民は最初から単一の祖先を持たぬ、方々で成長した家々の合同体であった(5)」と見る。だから、「昔から、村には経済の統一性があった(6)」のは、その必要性が現実にあったからだと考える。土地開発を例に、その実現方法として、「単一支配式」と「組合式」の二通りが指摘されるが、いずれにしても、「参加者が最初からまちまち」で、村が形成されると見ている。そこに生じる現実的共同の必要性が、村の「拘束」を構成するのである。だから、柳田の時代の村生活においても、「家族が、偶然に相隣りして集落を作っているかのごとき観があるが、実はその間には隠れた連帯があるので、互いに意外の拘束を各住民の経済的活動の上に加えつつあるということは、少しくその成立の事情を考えると、これを認めることが困難でない(7)」と言うのである。「成立の事情」とは、①「村開発者たちの最初の要求」、②「労力結合の様式いかん」、③「土地選定の自由不自由」である。その違いが村の「拘束」の違いとなって時代を貫き、それによって村の分類(落人の村、隠田百姓の村、出作・田屋百姓の村、人為の邑、新田開発の村など)も試みられた。この「成立事情」の「拘束」に変化を与えるものが、

「農業の商業化」であった。柳田は、「この状況においては、日本の多くの農村の利害が共通性を増加して来る(8)」が、「なお今でも各村の成立と沿革を、無視することを許さぬ(9)」と述べている。村の成立条件の差異が、となり村の仲が悪い原因の一つともなり、新町村の和親を妨げる懸念を生んでいると考えるが、同時に、「今の大町村制の意義大なる所以である(10)」と考えるのである。また、村の「拘束」として、「ハチブの制度」などをあげるが、権力との関係においても、「幾多の連帯責任を負う村民等が、互いに平等の行為に干渉しようとしたのは、必要でありまた当然であった(11)」と述べている。こうして、日本の村は、立法ではなく古風な慣習によって、全体の利益を守ろうとしてきたと考えるのである。そこにある弊害として、「平凡に流れる」ことで、「新種」、「新技術」が押え付けられることなども指摘している。しかし、柳田の時代においては「以前の結合の意味までが不明に帰して、村民自が村を偶然の集合のように考えるような傾きを生じたのは、少なくとも歴史の研究のためには、残念なことである(12)」と述べている。

こうした農村を構成するのが農家である。柳田は、農家を捉える際、「村の集団は織物のごとく、しかも目に見えぬ綾があつて、新たに来たり加わるものも、必ずそのアヤに織り込まれなければならぬ(13)」ことに注目する。つまり、村における各農家の地位が定まることで、農家が村におさまると見る。この農家の歴史的变化を検討し、「本百姓の増加すなわち無制限の分家と、地主の利害から割り出した必要以上の小百姓の取立が、経済単位を極端まで縮小して、生活の改良に必要な消費能力を抑圧している(14)」状況に至ったとして、小作農の経営規模の零細性が問題だと考えるのである。この小作関係は、柳田の時代においては、「わづかの間に単純な貸借関係になろうとしている(15)」のであった。こうして、「小さい小作人の家数を増す」ことで、小作争議が激化する。しかし、「往々粗暴なる乱闘が始まるので、これを単純に思想の悪化など見るのは、まったく経済史の研究が足らぬからである(16)」と指摘している。柳田は、新時代の法制も、「農を保護すと称してその実は農地所有者を保護していた」と見ており、それ故、小作農は不法的戦法に出ざるを得なかったと見ている。こうして、今後の小作農の方向として、①小作大経営化(大規模借地農化、二町歩以上)、②小規模自作農化(一町歩以上)、③離村、離農化、を展望するのである。同年二月三日の朝日新聞社説「高橋農相の力量」でも、「一町二町の自分で働く土地所有者」を創成すべきだと語られている。ところで、柳田の商品生産に対する感じ方は、以前と異なっている。例えば、かつての本百姓が零落した原因を、「農家の商業化」による「都雅な生活」、「奢侈」に求める議論を行っている。これは、柳田に、農業の商業化への警戒や農家の奢侈傾向への批判の視点が生じていたことをうかがわせるものである。

次に、農家の主体たる農民の境遇の変化が検討される。当時、農家青年の離村が

社会問題化していたが、柳田は、統計を分析して、「ごく山中の村または大字か、何か特殊の災害があった土地でもないと、人口の数が事実減じて行くという村はない。たいていはまず前年に比して、あまり増加しないというまでである(17)」として、農家青年の離村は、「患うるの理由はない」と述べている。むしろ、柳田は、問題を、「いかにしてそんなことになるか」というところに置く。それは、①農業が比較的劣等の者でも従事できるため、優良な労力を押し出した、②経営規模が零細なため、過剰労力が押し出された、③「農民に向かってのみ粗衣粗食を勧め、儉約をもってほとんど彼等の義務のごとく考え、他の職業境遇にある者との釣合などは構わずに、生計費の極度の引下げを力めさせなければ、今までの状態を支えて行くことは、すでに困難になっていた(18)」ため、「旧式の経済」を捨て、都会に流出する者が出る、と見ている。③は、農本主義と関連するので、もう少し触れると、柳田は、「村に住み終始天然と闘う者は、感情も粗朴で労苦に馴れ、別に大なる忍耐を要せずして、古来簡単な生活をしてきた。すなわち奢侈に陥る懸念の最も少ない階級であるのに、特に彼等にのみこれを戒めねばならなかったというのは、つまりはかくのごとき生活方法を基礎として、築き上げられた経済の仕組みがあって、外界の変化のためにその仕組みが危機に瀕したからであった(19)」と述べる。江戸時代の各藩の「村方儉約の訓諭」は、こうして出てくるのである。だから、儉約は権力の要請であったと捉えられるが、「百姓の奢りは破滅の原因だ、心掛けが悪いとすぐ乞食になるといったのは、すなわち真実であって、虚喝ではなかった(20)」と言う。現実の農家の経済は、極度の質素以上でなければ、持続不可能であったのである。そうした状況で、外界の生活ぶりを知った以上、収入の比較に及び、優良な青年が出て行くことになるのは当然だと、柳田は見ているのである。こうして、「農村の盛衰という語の真の意味は、住民の幸福の総量の増減でなければならぬ。出て行く者あるがために各人の幸福の増すことを認めても、なおいかなる事情を忍んでも人を生まれた土地に釘付けにしようとするのは、不可能でもあれば、不当でもある(21)」と結論を述べる。確かに、人は、生地に釘付けにならなければならない理由はない。今日のコミュニティ政策を再考させるような視点である。しかし、柳田が農村人口減少を好ましいことと考えたのは、零細性を問題視するところからきていたのである。

こうした柳田の農村・農民認識を農本主義の視点から見れば、『日本農民史』の柳田は、『時代ト農政』の柳田より、「その世その場合の心持」を持って農家を見ようとする態度がより鮮明に示されており、農本主義と一脈通ずるところがあると言える。また、柳田には、農業の商業化への警戒や農家の奢侈傾向への批判の視点も生じていた。それも、農本主義と共通する視点であると言える。しかし、環境を客観的に把握することで、それに左右される農民の主観的世

界を探る方法を取るために、農民を突き放して見る姿勢となっている。そういう姿勢は、口碑や習俗習慣などが歴史資料として認知されていなかった状況において、それらを基礎とする新しい民俗学を構築する上で、必要だったのである。しかし、そこから、農民の主観的世界を探ることにおいて、不十分であった。小作農の規模拡大のため農外流出を肯定的に捉えることなどに、それが現れている。後に、それが農民の内在的理解から主張されるが、この時点では、まだ、内省的方法が未確立であり、庶民・農民の自己認識の学は構成されるに至っていなかったのである。柳田国男と農本主義の関わりは、なお追究されなければならない。

#### 註

- (1)柳田国男『時代ト農政』、『柳田国男全集』二九、筑摩書房、一九九一年、二二六頁
- (2)柳田国男『時代ト農政』、『柳田国男全集』二九、二二二頁
- (3)柳田国男『日本農民史』、『柳田国男全集』二九、二三七頁
- (4)柳田国男『日本農民史』、『柳田国男全集』二九、二三八頁
- (5)～(6)柳田国男『日本農民史』、『柳田国男全集』二九、二四六頁
- (7)柳田国男『日本農民史』、『柳田国男全集』二九、二四八頁
- (8)～(9)柳田国男『日本農民史』、『柳田国男全集』二九、二五六頁
- (10)柳田国男『日本農民史』、『柳田国男全集』二九、二五九頁
- (11)柳田国男『日本農民史』、『柳田国男全集』二九、二六一頁
- (12)柳田国男『日本農民史』、『柳田国男全集』二九、二六三～二六四頁
- (13)柳田国男『日本農民史』、『柳田国男全集』二九、二六六頁
- (14)柳田国男『日本農民史』、『柳田国男全集』二九、二八八頁
- (15)柳田国男『日本農民史』、『柳田国男全集』二九、二九〇頁
- (16)柳田国男『日本農民史』、『柳田国男全集』二九、二九一頁
- (17)柳田国男『日本農民史』、『柳田国男全集』二九、二九九頁
- (18)柳田国男『日本農民史』、『柳田国男全集』二九、三〇四頁
- (19)～(20)柳田国男『日本農民史』、『柳田国男全集』二九、三〇五頁
- (21)柳田国男『日本農民史』、『柳田国男全集』二九、三三二頁

#### 第三節 横田英夫と社会運動農本主義 —小作農本主義

独占資本主義期の小作争議の激化に対して、革新官僚農本主義者の石黒忠篤が小作立法化に取り組んだが、官僚として、小作運動に加担するわけにはいかなかった。横井時敬は小作人と地主の和解・協調を求め、柳田国男は小作農の大規模借地農化や自作農化を求めた。これに対して、小作運動に我が身を投じた農本主義者が、横

田英夫(一八八九～一九二六、明治二二～大正一五)であった。ここでは、『農村革命論』(「農村滅亡論」、「農村革命論」、「保護政策論」から成る)と『農村救済論』に見る横田の農本主義を検討する。

横田は、『農村革命論』を、「農村は如何になるべきか」の研究と位置づけている。すなわち、病んだ農村の「病状」を明らかにしようとするものであった。まず、横田は、「農本主義を国是となす吾が国(1)」にとっては、農村問題が重要なはずだと言う。しかし、それを指摘する多くの論者が、「前提となるべき何等の説明理由を須ひずして、一斉に其の疲弊と救済とを云ふ」のであり、そこには何の「熱情」も「誠実」もないと言う(2)。また、「何の報徳教ぞ、何の産業組合ぞ(3)」として、報徳会も産業組合も、農商務省も、内務省も、農村を閉却していると非難する。さらに、ある地方長官との問答において、地方長官が「いま一層勤勞を多くし、其の上有利なる副業の奨励をなすより外なし(4)」と述べたことを非難している。勤勞だけでは農村を救済できないとの主張は、勤儉を求める保守官僚農本主義や老農本主義に対する批判を意味するであろう。横田は、農村疲弊の根本的原因を「農家の多出入と云ふ財政的關係(5)」に求めたが、出を押え入を増す勤勞節儉の考え方を受け入れることはできなかった。統計上も実際上も、農民は生活状態を極限に下げているにも拘らず、生活費の欠損が生じ、そのため負債が累積することで、滅亡に向かっていることを認識したからである。なお、横田は「農民とは少数の地主を含まずして、農村の大部分を占むる小作、自作を指称(6)」したものと述べている。さて、横田は、この農村疲弊の原因が、通例二様に理解されていると見る。一つは「農民が財政遺縁に対する不用意若しくは欠点」を持つことに帰す考え方であり、「罪を農民に帰す」ところの「比較的農民に同情なき人々に唱えられ」る論である。これを唱える者は、「農民労働の不足、計数的思想の欠如、不自然、無節制なる生活の向上等」を責めることになる。もう一つは「現代の産業界に於ける農業其者の性質より来る当然の結果」とする考え方であり、「原因を農業に帰する論」である。これは、「農業が経済学上の地力遞減法に支配されたる必然の結果」とする「農民に同情を有する知識階級の人より出づ」る論である(7)。この二論の正否を検討して、前者を否定し、後者の立場を取ることになる。後者は、「農業は疲弊する必然性を持っている」という考え方であった。農民はそれを事実で知っており、「『百姓では飯が食へぬ』と云ふ農民の悲痛なる叫(8)」がそれだと言う。この認識から、疲弊打開を考えるなら、農業離脱しか道はない。だから、横田は「農村滅亡論」を書いたのである。しかし、農業を続けながらの打開を考えるなら、「産業界に於ける農業其者の性質」を根本的に変える以外にない。こうして、「農村革命論」が説かれるのである。

さて、自作農が農村滅亡の前に農業離脱をできない理由は、①「祖先伝来の土地

に対する愛着心」、②「『百姓は働きさへすれば困らぬ』と云ふ遺傳的信念」、③どうせ破産するなら、借りれるだけ借りようという「自棄的観念」、④「生活の保証を失うの不安」、⑤「自主自立の農民的自負心」、に求められている(9)。こうして、生ずる事態は、地主が増え、小作農が激増し、自作農が激減する事態である。これを、横田は「農村革命の第一過程」と呼ぶ。これは、当時、現実に進んでいた事態である。そして、自作農が小作農化を選択する理由を、①「転業の不可能なこと」、②「『百姓に生まれたる者は土を掘るより仕方なし』と云ふ遺傳的信仰」、天職観、③「小作生活に対する楽観」に求める(10)。こうして、自作農は、「百姓では飯が食へぬ」と一旦は広く職業界に見開くが、「それでは、何をしたらいいのか」と迷い、「土を掘るよりない」と小作農化を選び、その状況に楽観を抱くに至ると見るのである。それを理論化すれば、「吾国の小作制度は、吾国固有の徳義的關係に生ひ立ちたる良制度なれば、従って地主と小作人との關係は、彼の忌はしき資本家対労働者の關係と根本に於て違を異にする(11)」という考え方になる。それを鮮明に示すのが、地主農本主義であろう。しかし、横田は小作収支の調査を行い、「小作は利益なし」の結論を得る。小作に副業・兼業を加えると小作農家となるが、彼等の疲弊原因は、自作農家以上の多出入に求められるのである。そこで、自作農家の公課負担と小作農家の小作料が比較され、田一反歩当り六円ほど、小作料の方が公課より多いと算出される。こうして、多出入の主因が小作料に求められ、利益分配の不平等性が問題とされる。これは、小作農家を「生活難の断崖に迫る所」となり、小作農階級は滅落すると予想されるのである。だから、この「飢えたる小作農民が行くべき道は、唯小作料低減運動あるのみ(12)」ということになる。しかし、これは、「分配率の変更」、「小作制度の変革」で終局するものであり、「社会組織の変革」を終局とする「階級战争的運動」ではないことを強調する。この小作争議が、「哀願的態度」から「示威運動」に走ったとしても、それは「最早行詰めたる小作農民の余儀なき生活行動(13)」なのである。しかし、地主から見れば、小作料から地租・公課などを差し引けば、「地主の純利益として余すところは僅かに八円に過ぎず」、「決して不当の利を得たるものとして、その其割譲を要求せらるべき筋はあらず」と述べている(14)。すなわち、地主と小作の対立は、「不利の衝突」だと言うのである。このように、横田は、小作農疲弊の主因を小作料に求めても、地主のせいとは考えず、農業制度自体に問題を求めるのであるが、社会体制には問題を求めないのであった。そして、横田は、この地主小作制度が変革される過程を予想する。すなわち、小作農が「小作料低減運動」を激化させればさせるほど、

「小作農民は小作するよりは寧ろ勞銀を得る労働者の安全確實なるを思ひ、地主も亦小作に出すより、農業労働者を雇うて自作するに如かずと感じたりとせば、之れ両者自ら望む所に走るもの、而して其の走り着きたる点は、雇はれんとする労働者

と雇はんとする地主との逼迫となり、茲に小作農民は欲する所の農業労働者たり、地主も亦志す所の自作農、或ひは農場所有者たることを得ればなり。而して一面に於て貧富の懸隔は富の集注となり、富の集注は土地兼併の勢に乗じて中小地主の失落を来し、遂に大規模なる少数の農場所有者のみを残して農場制度の樹立を迎ふに便ならんとす(15)」というのが、横田の予想であり、「農村革命の第二過程」であった。

こうした「農村革命」を、横田はどう評価するのか。横田は、この革命の影響として、農業衰微と中流階級絶滅をあげる。まず、農業衰微についての評価としては、二つの見方を指摘する。一つは、農業衰微が農民減少をもたらし、集約耕作を不可能とすることで生産額が減少し、地力が低下し、食料品問題を生むので、憂うべきことだという悲観論、もう一つは、農民減少が経営規模の拡大をもたらすから、好ましいことだという楽観論である。横田自身は、この問題には慎重であったが、要するに、①過剰農民を商工界が収容可能な場合、②商工界が収容不可能なら、海外植民が可能な場合、農民減少を土地所有の零細性克服として肯定的に評価するのである。しかし、海外植民は困難が多いと見ており、結局、横田は、農民減少を憂うべきことと見ていたのである。なお、横田は土地所有の零細性を問題にしたのであり、経営規模の零細性を問題にしたのではなかった。さて、中流階級絶滅(自作農、小作農の絶滅)については、「我国の中堅が崩落する為に、此の中堅に依って支持倍護せられし凡ゆる精神の喪失にあり。彼の階級闘争の開始と云ひ、愛国的精神の希釈と云ひ、極端思想の横行と云ひ、社会主義の発生と云ひ、国民思想の決裂と云ひ、孰れか之れ其結果にあらざるなからむや(16)」として、憂うべきことと見ていた。こうして、横田の言う農業革命は、理想的農業像の形成をさすのではなく、国家の危機をもたらすという警告であった。こうした横田の立場は、〈自作農こそが国家の基礎をなす〉という農本主義的考え方であり、しかも、「国体擁護と人民の自覚とは決して撞着するものにあらず。否人民の自覚は益々国体の擁護を必要とするに至らむ(17)」と考えているのであり、国体擁護的農本主義であると言える。既に触れたが、横田の農本主義は、農村疲弊の原因を農民の怠惰に求める農本主義や、地主を擁護する農本主義に対する批判から生じたものであった。だから、横田は反農本主義なのではなく、独自の農本主義を展開したのである。それは、眼前で困窮しながら存続する農業生産力主体の立場を汲み取ろうとする農本主義である。だから、主体が自作から小作に移れば、「自作」農本主義から「小作」農本主義へと転換することになる。本来、横田の論理構造上、小作料低減運動は、憂えるべき事態としての農場制度へ導くところの無駄な努力であろう。しかし、農業生産を支える主体が小作となった以上、小作料低減運動の成否は小作の死活問題となる。だから、小作運動に実践的に参加するにつれ、小作料低減運動の導く先まで考

えて行動することなどできなくなるのである。

この小作農本主義は、『農村救済論』においても確認することができる。『農村救済論』は、「農村を如何にすべきか」を問うたものであるが、「農村救済の方法、手段を示説するよりも、寧ろ農村救済の意義、方針を論明(18)」したものである。まず、横田は「数量打算の尊農論を排す」べきことを強調する。「農産多額」、「農民多数」だから尊農だと言うのでは、自作農消滅、小作農消滅の傾向において、商工が多額多数となれば、農を軽んじ、尊商工に転ずるようになると指摘する。こうして、「農業の尊重すべき理由」として、①「生活に最も必須なる衣食住の原料を生産すること」、②「人間の身体と精神とを最も健全ならしむる業なること」を挙げる(19)。農民を、「国家主義の使途」、「愛国的観念を中枢とした剛直なる農民精神」、「皇室を中心としたる一大家族史」の「歴史の創造者」として評価するのである(20)。さらに、「農業が健全なる人間を生産すと云ふことは、反面に於て商工業は人間を不健全ならしむると云ふことを意味して居る(21)」として、「都会の不潔、都会の罪惡、都会の腐敗」を指摘し、都会の存在を否定するに至るのである。横田は、都会の不健全性を、生存競争の激しさから説明している。「物質文明は人間の欲望の挑発者」であり、都会は「野心家の集まった所」である。そこでの競争に破れた者同士の競争は「生活競争(生活戦争)」であり、「道徳」、「義理」、「人情」のかけらもないのであった。ところで、『農村救済論』では、『農村革命論』とは異なり、小作人は農民ではなく農業労働者に含まれている。農業労働者とは、①「純粹の農業労働者」、②小作農民、③「一町歩以下の零細自作農民」をさすのである(22)。だから、小作人化は、労働者化であり、都会の生存競争が農村に生じることを意味するのである。小作人は、「闘争の子たる農業労働者」であり、「平和の人たる自作農」とは「全然別な性格と能力とを有する人間」である。横田は、「吾人は所謂農業労働者(小作人を含む)を目して、必ずしも自作農民より卑しい人間だとは言わない(23)」とするが、文脈上、小作人は、「不潔」、「罪惡」、「腐敗」の主体とされる。そうした状況から小作人を解き放すことが、横田の課題となるのである。そのためには、小作人を再び自作農化することが理想的であった。それを「自作小農」と呼び、「従順、節制、忍耐等の農民の有する一切の美德良能が支柱となって社会国家の風教道徳を支配して居る(24)」と言う。「豊葦原瑞穂の国民の皇統擁護的愛國精神、別言すれば所謂農民精神(25)」なのである。

ところで、『農業革命論』においては、地主の自作農化が予想されていたが、『農村救済論』においては、横井時敬の「地主論」などが批判され、「地主必ずしも篤農家にあらず」の結論を出す。「地主が倒れても、其の所有土地が自作農に細分(26)」されると指摘しており、『農業革命論』とは明らかに異なった見方をしている。「救済」を論じなければならない『農業救済論』の方が、より鮮明に小作の

立場を反映することになったのだと考えられる。また、「農村論者の多くは、農村荒廃の原因は農業の衰頹にあるかのように観て居る。之実に其の農村救済策をして無力ならしめた根本理由である(27)」と述べていたことも注目される。独占資本主義期の農業生産力が発展を示していることは、既に指摘した。そこから、農村荒廃の原因を小作料に求め、地主的土地所有に求めるところに、横田の鋭い現実感覚、臭覚が示されている。こうして、横田は、農業衰頹—農業保護(現実には、地主保護)ではなく、自作・小作衰頹—自作・小作保護を訴えることになる。そこで、横田は、〈法律を以て最高小作料を限定せよ〉、〈小作に小作料軽減の請願権を与えよ〉と主張する。これは、将来予想される「小作料低減運動」激烈化の「予防」となり、「社会的疾患の救治」となるから、国家のためでもあると言う。『農村革命論』においては、小作料低減運動は、小作人を農業労働者化させる手段になるという文脈で語られていたが、『農村救済論』においては、小作人保護の文脈で語られているのである。小作農家を自作農家に再建し、口先だけの農本主義を排し、真の愛国農本主義を実践すること、これが横田の小作農本主義であった。このように、小作農家を自作農家に再建するためには、土地変革が不可欠となる。だから、横田は、「根本的農村救済策」を、「制度改革に依って農家各戸の所有面積拡張を計らむとする土地政策(28)」に求めるのである。こうして、「国家は先づ土地の兼併を禁遏して農家各戸の所有面積を拡張せしめ、且つ生産の全部を耕作者に取得せしめて、自作農家の経済的基礎を固からしめなければならぬ。即ち現行の土地自由所有権に或る制限を加へて、耕作者にあらざれば所有者たることを得ずと云ふことを、土地所有制度の根本的原則としなければならぬ(29)」と主張するのである。このように、横田の小作農本主義は、論理上、地主的土地所有の打倒を主張せざるを得なくなってくる。こうして見ると、横田の主張は、小作を自作に逆戻りさせると言う単なる復古主義ではなく、農地改革さえ予想する先見的なものであったとも言えよう。なお、横田は、自己の土地政策への考え方が社会主義思想と類似してくることを気にし、地主的土地所有に対する「制限」が、私有財産制度全般の「否認」を意味するものではないことを繰り返し強調している。「社会主義の如きをして乗ずる隙なからしむる(30)」ためにも、地主的土地所有という「社会的禍根」を廃絶しようとするのである。

ところで、横田の思想をめぐって、網澤満昭は、「農本主義者としての横田と、農民運動家としての横田をどう結びつけるか(31)」という問題を提起している。この問題意識は、農本主義運動と農民組合運動は別物だという考え方を前提としている。その上で考えてみると、論理的には、①国家主義農本主義者の面を本質と見て、農民組合運動家としての横田を過小評価する、②農民組合運動家の面を本質と見て、反農本主義者として捉える、③農本主義から脱却して農民組合運動家となったと捉

える、④農本主義者としての横田と農民組合運動家としての横田が矛盾的に並存していたと捉える、という四つの立場があり得るであろう。その点で、山崎春成は、

「『農村革命論』や『農村救済論』の著者としての横田から、中部日本農民組合の指導者としての横田に至るまでには、その内心において農本主義理念からの疎遠化が徐々に進行していた(32)」として、③の立場を取っている。網澤は、横田に論理的な混乱状態と思想の混濁を指摘する。それは、横田が「思想を肉体化しようとする強烈な欲望と、鋭敏な現実への直感とをあわせもっている証拠(33)」だと理解するが、混乱・混濁しながら両面が並存すると見ているものと考えられる。つまり、網澤は、④の立場を取っているのである。山本堯「農本主義思想史上における横田英夫」も、同様である。桜井武雄『日本農本主義』、竹内哲夫「農本主義と農村中間層」、坂井好郎「日本地主制と農本主義」などは、①の立場を取っている。一条茂次「岐阜県農民運動史」は、②の立場に近いようである。農本主義を耕作農民の(心性)から捉えようとする本論文においては、農本主義と農民運動が常に別物であるとは考えていない。横田の農民運動は、眼前で困窮しながら存続する農業生産力主体の立場を汲み取ろうとするものであり、農本主義である。それは、社会主義的運動のような体系的理論に基づいたものではないのである。このことは、横田の農民組合運動が、単なる国家に迎合する反動的運動であったことを示すものではない。山崎春成の言うところの横井時敏に典型的に見られる「伝統的な農本主義」や「オーソドックスな農本主義」に対する批判は一貫している。横田の説く国家主義的主張は、表現上、「オーソドックスな農本主義」と類似しているが、権力的発想から出ているものではない。犠牲を払いながら国体を支えてきたのは農民なんだと言って、口先だけの国体主義者を非難したのである。愛国主義や国家主義自体は、何ら反動的考え方ではない。過度の個人主義が極限にまで進行し、他人のことなど知ったことではなくなった現代日本社会を考えれば、愛国、愛社会、愛他人の考え方は、むしろ必要でさえあると言えよう。その際、いかなる国を愛するのかが問題となることは言うまでもない。理屈の上では、優れた国家を想定すれば、愛国主義は、国民にとって何の不都合もないのである。問題は、むしろ国家・国体の側にあると言ふべきであろう。また、横田の農民運動と社会主義的農民運動の関連においては、横田の農民運動を包摂できなかった社会主義的農民運動こそ、その問題点が検討されるべきものであると考える。こうして、本論文では、中部日本農民組合の指導者としての横田において、「農本主義理念からの疎遠化」が進んだのではなく、むしろ「小作農本主義」が明確化してきたと考えるのである。

註

(1) 横田英夫『農村革命論』、『明治大正農政経済名著集』一二、農山漁村文化協

- 会、一九七七年、三七頁
- (2) 横田英夫『農村革命論』、『明治大正農政経済名著集』一二、三八頁
- (3) 横田英夫『農村革命論』、『明治大正農政経済名著集』一二、四二頁
- (4) 横田英夫『農村革命論』、『明治大正農政経済名著集』一二、四三頁
- (5) 横田英夫『農村革命論』、『明治大正農政経済名著集』一二、六七頁
- (6) 横田英夫『農村革命論』、『明治大正農政経済名著集』一二、四五頁
- (7) 横田英夫『農村革命論』、『明治大正農政経済名著集』一二、六七～六八頁
- (8) 横田英夫『農村革命論』、『明治大正農政経済名著集』一二、七四頁
- (9) 横田英夫『農村革命論』、『明治大正農政経済名著集』一二、八五頁
- (10) 横田英夫『農村革命論』、『明治大正農政経済名著集』一二、九一頁
- (11) 横田英夫『農村革命論』、『明治大正農政経済名著集』一二、九三頁
- (12) 横田英夫『農村革命論』、『明治大正農政経済名著集』一二、一二二頁
- (13) 横田英夫『農村革命論』、『明治大正農政経済名著集』一二、一二七頁
- (14) 横田英夫『農村革命論』、『明治大正農政経済名著集』一二、一二九頁
- (15) 横田英夫『農村革命論』、『明治大正農政経済名著集』一二、一三三頁
- (16) 横田英夫『農村革命論』、『明治大正農政経済名著集』一二、一六三頁
- (17) 横田英夫『農村革命論』、『明治大正農政経済名著集』一二、一四〇頁
- (18) 横田英夫『農村救済論』、『明治大正農政経済名著集』一二、一七八頁
- (19) 横田英夫『農村救済論』、『明治大正農政経済名著集』一二、一九八頁
- (20) 横田英夫『農村救済論』、『明治大正農政経済名著集』一二、二〇三頁
- (21) 横田英夫『農村救済論』、『明治大正農政経済名著集』一二、一九八頁
- (22) 横田英夫『農村救済論』、『明治大正農政経済名著集』一二、二九七頁
- (23) 横田英夫『農村救済論』、『明治大正農政経済名著集』一二、二一四頁
- (24) 横田英夫『農村救済論』、『明治大正農政経済名著集』一二、三五三頁
- (25) 横田英夫『農村救済論』、『明治大正農政経済名著集』一二、三五一頁
- (26) 横田英夫『農村救済論』、『明治大正農政経済名著集』一二、二六三頁
- (27) 横田英夫『農村救済論』、『明治大正農政経済名著集』一二、二二七頁
- (28) 横田英夫『農村救済論』、『明治大正農政経済名著集』一二、三二二頁
- (29) 横田英夫『農村救済論』、『明治大正農政経済名著集』一二、三二五頁
- (30) 横田英夫『農村救済論』、『明治大正農政経済名著集』一二、三三一頁
- (31) 網澤満昭『近代日本の土着思想 — 農本主義研究』、風媒社、一九六九年、一三八頁
- (32) 山崎春成「解題」、『明治大正農政経済名著集』一二、二三頁
- (33) 網澤満昭『近代日本の土着思想』、一四四頁

## 第五章 国家独占資本主義期における農本主義

はじめに — 本章の課題

一九一七(大正六)年以降、日本は慢性不況となり、一九三〇(昭和五)年の世界恐慌、それに翌年の凶作が加わって、農村恐慌が深刻化した。小作農のみならず、地主層も没落(1)し、小作争議も陰惨化することになる。この昭和恐慌(一九三〇～三六、昭和五～一一)により、国民生活は全般的に破綻したのである。とりわけ農民生活は、まさにドン底であった。当時の新聞を見れば、各地の農村の惨状が報じられている(2)。とりわけ東北・北海道では、一九三一年、三四年、三五年と凶作が続き、農村の惨状は恐ろしいものであった。歴史的に見ると、農村が疲弊した時に農本主義の主張が活発化している。昭和恐慌期の農村疲弊は、近代日本において最も深刻なものであり、農本主義が、これまで以上に行動的になるのは当然のことである。社会的にも早急な農村疲弊打開策が要求され、農村救済を掲げるさまざまな動きが出てくる。まず、権藤成卿や橘孝三郎らの社会運動農本主義が活発化する。権藤成卿『農村自救論』と橘孝三郎『農村学(前編)』は、ともに一九三二(昭和七)年に出版されている。同年には、橘孝三郎らが関与した五・一五事件が起こり、「非常時」あるいは「時局不安」といった社会的雰囲気醸成が醸し出されて行くのである。そうした社会的雰囲気を利用する形で、農林省(3)の後藤文夫、石黒忠篤、小平権一らの革新官僚農本主義が、農村経済更生計画による「自力更生」運動の組織化を推進するのである。そこに、加藤完治、安岡正篤、菅原兵治らの教学農本主義による農民教育運動・農民組織化・農民道徳形成が絡み合ってくる。こうした農村疲弊は、軍部の台頭にも口実を与え、青年将校と民間右翼が結合し、政党と財閥の荒廃をただし、国家的危機を克服する国家改造、海外膨張、戦争へと向かう背景をなすものである。そうした中で、石原莞爾らの東亜連盟協会も、農村改新の運動を展開していくことになる。こうした戦争の方向に進むためには、重化学工業の発展が不可欠であり、独占資本に対する諸々の国家的統制が強化されてくる。すなわち、国家独占資本主義が展開するのである。また、地方における農本主義運動も活発化する。山形県荘内地方において、自作上層の山木武夫や渋谷勇夫たちが、加藤完治の影響のもとで農本主義的運動を展開し、農業倉庫を建設するのは、一九三四(昭和九)年のことであった。加えて、農村社会学の立場からも、農村疲弊が問題とされた。そもそも、この時期は、日本農村社会学の学的成立の時期でもあった。例えば、葉師寺健良『農村社会学』(昭和四年)、井森陸平『農村社会学』(昭和四年)、笠森伝繁『農村社会学』(昭和五年)、鈴木栄太郎「農村部落の社会学研究」(昭和八年)、有賀喜左衛門「名子の賦役 — 小作料の原義」(昭和九年)が出ている。彼等も、それぞれの立場から農村疲弊を問題としていたことは言うまでもない。また、マルクス主義の立場からも、農村疲弊の打開が探られていた。この時期はマ

ルクス主義社会科学の発展した時期でもあり、講座派と労農派の間で資本主義論争が展開されたのも、一九三〇(昭和五)年からである。また、マルクス主義者の理論展開の場となった「唯物論研究会」も一九三二(昭和七)年に設立され、雑誌『唯物論研究』に桜井武雄「農村の弁証法——農村社会学批判の課題」などが掲載されている。こうして、本章においては、農本疲弊問題を一つの焦点として、この時期の農本主義の考え方を検討することを課題としている。

註

(1) 拙稿「宮沢賢治とその時代——昭和初期の岩手県の農業恐慌をめぐって」(弘前・宮沢賢治研究会編『雪渡り』七号、一九九〇年)で触れたが、大正一〇年から昭和五年にかけて、所有地が三町歩以下層が増加し、三町歩以上層が減少している。とりわけ中小地主である五〜一〇町歩層は、二七—〇戸から二〇二五戸へと減少している。一〇〜五〇町歩層は八一五戸から五六一戸へ、五〇町歩以上層は八二戸から六一戸へと、それぞれ減少している。中小地主の土地手放しが生じているのである。これは、全国的傾向である。

(2) 例えば、一九三四年の岩手日報には、「闇に売られる娘達」、「鶏の餌まで食って払下米を待つ人々」、「欠食児童の激増」、「食堂車から捨てられた残飯に群がる子供達」といった記事が出ている。

(3) 農林省は、一九二五(大正一四)年、農商務省から分離され、独立省となった。

#### 第一節 農村疲弊と社会運動農本主義

##### 第一項 権藤成卿——社稷農本主義

権藤成卿(本名善太郎、一八六八〜一九三七、明治一〜昭和一二)は、福岡県三井郡山川村の地主、権藤直の長男として生まれた(1)。祖父延陵は、荻生徂来派の亀井南溟の塾で、経世の用(実用)を重んじた古文辞学を学んでいる。この古文辞学は、権藤成卿にも伝えられ、彼の思想の土台となっている。父直は、久留米藩主の侍医を務めたが、明治維新後、発達した西洋医学の導入に驚き、医者を廃業して土地を購入し、地主として暮らすことになった。だから、直は、地主経営に意欲的だったわけではない。こうして、権藤は、一応、地主と小作の実態を知り得る立場に育ったが、自ら農耕に従事したわけではない。なお、直は、旧藩時代に「社稷党」に加わっており、権藤に社稷の重要性を教えていたものと考えられる。また、直は、旧久留米藩主と不平士族の反政府運動に組しており、権藤には、幼い頃から、明治政府への不信感が身に着いていたものと考えられる。二〇歳代中頃に、権藤が「久留米青年義会」のメンバーとなり、日韓問題への関心を深めていくのも、そうした背景があつたのであろう。その後、権藤は、一九〇一(明治三四)年に内田良平に

より結成された「黒竜会」に加わることになる。この「黒竜会」は、韓国側の「一進会」と結んで、日露開戦、日韓合邦、満蒙の日韓連邦への組み込みを構想していたのである。権藤は、その理論化に携わる。そこでの新国家形成の基本原則が、後に触れる社稷主義であった。それは、農地を耕作し食物を育てる者こそが、その農地を管理すべきであるという、ゲヴェーレ的な農地所有論である。だから、基本的に、既存の民族や国家の枠を取り払った超国家主義的発想なのであり、その上で、社稷国家が説かれるのである。この社稷主義が、本論文で検討する『農村自救論』の考え方を基礎付けているのである。なお、一九一〇(明治四三)年、日韓は併合され、「一進会」は解散となり、権藤は「黒竜会」から離れていくことになる。大正期に権藤が関わったのは、一九一八(大正七)年に設立された「老社会」と「皇民一性会」、そして「皇民一性会」から分かれた「自治学会」である。「老社会」は、満川亀太郎を世話人とし、大川周明、佐藤剛次郎、岡俤治を中心とし、大井憲太郎、鹿子木員信(軍人で、加藤完治の友人)らが加わったものである。一定の主義を持たず、意見交換を目的とした、右翼と左翼の同床異夢の会であった。この会を通して、権藤は、北暉次郎(北一暉)や大川周明と出会うことになる。こうして、権藤は、社稷を基本とする自治主義、したがって農本自治主義を深めて行くことになる。なお、満川、大川らは、マルクス主義を排し、一九一九(大正八)年、上海から北一暉を呼び、「猶存社」を結成する。同社の綱領は、「一、革命日本の建設、一、日本国民の思想的充実、一、民族解放運動、一、道義的対外策の遂行、一、戦闘的同志の精神的鍛錬(2)」を掲げていた。サロンから抜け、国家改造運動に踏み出したのである。そこには、鹿子木員信、安岡正篤、西田税なども加わっている。一九二三(大正一二)年に「猶存社」は解散となり、満川、大川、西田らは、安岡正篤らが設立していた「社会教育研究所」に合流し、それを「大学寮」と改称したのである。また、彼等は、一九二五(大正一四)年、「行地社」を設立し、雑誌「日本」を発刊している。この動きは、青年将校、民間右翼などに日本主義的社会改造を鼓吹し、実力行使に向かわせることになる。しかし、橘孝三郎以外の農本主義者は、途中で、この動きから離れていくのである。加藤完治は最初からこの動きには加わらなかったが、権藤も「猶存社」に加わらなかった。権藤を師と仰いだ安岡は、一九二七(昭和二)年、「行地社」を脱会し、金鶏学院を設立して人間革命運動に向かうことになる。なお、権藤は、橘と会い、非合法活動への深入りを戒めている。しかし、結局、橘は、井上日召、古賀清志たちとの関係から、五・一五事件に引き込まれることになる。しかし、北、満川、大川、西田、井上、古賀たちが、困窮する耕作農民の立場を本当に分かっていたとは考え難い。石原莞爾は、彼等を「世間ずれした右翼」と呼んでいるが、農本主義から見れば、彼等は都会的で、狡猾な人間に見えるのではないかと。こうして、権藤、安岡、橘、加藤たちは、彼等と一線を画してい



たとえられる。石原も、「大川の国体論など一顧にも値しない(3)」と断言していた。いずれにせよ、権藤は、大正期の小作争議、昭和初期の農村恐慌を直視し、一九三二(昭和七)年、「自治農民協議会」を組織し、農村救済請願運動を展開することになる。だから、権藤は、非合法的クーデターの道と決別したのである。この権藤の著『農村自救論』は、同年、出版されるのである。以下、そこに見る権藤の社稷農本主義を検討することにする。

この『農村自救論』は、東洋古制度学の立場から、社稷農本の正当性を論じたものである。すなわち、「我が頽壊せる農村の為に、公同自製の風尚を鼓舞し、協合自治の恒例を復し、その自治の権能に立ち、自救以てこの危運を恢興するの方策を講究(4)」したものである。そこでまず、「民人」について触れられる。すなわち、民こそ全ての基礎であり、諸問題解決の基礎であるとして、「埃及(エジプト)、バビロン、波斯(ペルシャ)、支那、日本の如きは、最も古くより農業の民であった(5)」ので、民性の研究上、農との関連が重要であると見る。「五穀は現世人民の食って活くべくものである」との天照大神の詔がそれを示すと言う。そして、最も幸福に生きることを欲求するのが民性の自然の性能であって、この性能にしたがう努力が今日の文明を形成したと見る。この民性は社会性を有すると考えられている。すなわち、「人は地に落ちれば、必ず非我との関係を生ずる(6)」のだから、「個人の自由は絶対無限のものではない(7)」のである。道徳、法律、規律、組織は、ここを発足点として始まったのであり、それが公儀の観念になると言うのである。そして、「自己が生きる」を土台に据えて、「他人のためにする公儀」を屋蓋とし、教育、制度、習慣を柱にして、無理のないように組織することが必要であると言う。この「公儀の観念が最も崇高の極点に達した場合、全く自己の私福を犠牲とするばかりでなく、生命といえども取って置かず、身を挺し節に殉じて悔ゆる処なく却て其れを以て自ら慊としたものが、古来の史上其の人に乏しくないのを見れば、人の幸福という意味は、自己一人の利益に飽くといふこととは、自ら区別のあるものである(8)」と言うのである。このように民性はみな同一であって、これが、その性から起こる情が協合する根拠であると見る。風俗、慣例、典型、律令政刑は、自然の化育であり(9)、この「民性の純正なる要求とは、安全なる生存の要求である。その安全なる生存の要求は、衣食住の安泰と、男女欲の調和(10)」であるとされる。共存共済は、夫婦相愛、父母を思う心、子女を慈しむ心にあり、これを他家に及ぼし、親族朋友、近隣、一郷一村の自治、州郡、邦国へと及ぼして行くと捉えられるのである。

そして、社稷について触れられる。「社とは土地の義にして、稷とは五穀の義である。人がその土地に住み、その土地の生産に存活する自然の天化を尊び、皇室と人民と共にこれを奉祀したもの(11)」であり、「一般人民の自然的自治の上に政治

が施行され、天化自然の社稷を其土台として、その国が建設されたのである(12)」と言う。こうして、生民の必要は衣食住であって、その基礎となる土地が社であり、そこからとれる五穀を司る長が稷である。社稷を安定させるとは、土地と食糧を安定させるということである。「社稷とは各人共存の必要に応じ、まず郷邑の集団となり、郡となり、都市となる。その構成の内容実質の帰着する処を称するのである(13)」と言う。つまり、社稷の観念が共存の必要性となり、それに基づいて村、郡、都市、国が構成されると考えられている。すなわち、郷団の延長に国があるのであって、上から区画された政治的領域とは考えられていないのである。このように、「古来社稷の基礎を郷団の自治におく(14)」のであり、郷団の自治は個人利害を超え、社稷観を育み、成俗、恒例、禮制へと進化するとされる。この「成俗の固定は、農耕を基礎とするものにして、彼の遊牧民族には村邑終結の力薄く、半耕半牧、半耕半漁民族に至れば、ようやくその終結力を生じ、農耕民族となれば、実に固き終結力を成す(15)」のであった。すなわち、「古代人が一地点に土着し蕃殖するには、必ず族類集合の力を要する(16)」し、「農民が社稷構成の基礎たる以上、国の大本が農に在る可きは固よりである(17)」とされる。これが「ややもすれば権力支配のために転倒する(18)」と言うのである。つまり、権力支配が社稷観を後退させたといえられているが、この権力支配のために用いられたものが欧州法制であり、「明治の基督教国に模擬せし制度に至りては、遺憾ながら我國民の社稷的道統を、惜しげもなく破却した(19)」と指摘されている。この権力批判は、社会主義には結び付かないことは言うまでもない。権藤成卿は、「社会主義といい、共産主義といい、若しくは民本主義といい、彼らの思想には尚ほ大なる欠陥があることに注意せねばならぬ。彼らは余りに感情的であって、徒らに破壊の一面にのみ力を用いて居る傾きがある(20)」と批判している。

また、権藤が重視したのは住宅制度であった。すなわち、「人民に住宅安定の保証がなければ、その鞏固なる國民志操はなくなる(21)」のであり、「明治七年の土地所有権付与は、この歴世の住宅配置と其組織とを根底より転覆し、一面に於て多数なる無戸人民を出かし、一面に於て奢侈莊麗を極むる大邸宅を出かし、善良なる自然自治の基礎を片っ端から破壊して、今日の現状を迎えたものである(22)」と見る。この「住宅の安定は職業を意味し、職業の保証と衣食の保証を、よく連結させて、これを自治の権威に持続させたのが、大化の戸籍制度の精神で、徳川季末に至るまで、凡一千余年間を一貫した、我日本式の住宅制度である。併し明治の欧州法制模倣は、全くこの精神を破棄して、利己主義を信条とせる、私有財産制度を以て之に代え資本力に絶大の保護を置きし為め、資本の威力が猛烈なる勢いを加え、住宅の配置を片っ端から打ち壊はし、中級以下の國民は、ことごとく賃借家に追い込まれ、國民思想に激烈なる変化を与ふることとなった(23)」のだと言う。「資本権

力の脅威は、言う迄もなく、村落の自治機能を破壊するもの(24)であり、町内自治で行われていたことが専門分化されていくと見るのである。

ところで、政府のいう自治は「無給の名誉職」の活用であった。これには権藤は反対であり、「特殊権力者を認むる必要もなければ……(25)」と言うのである。また、「農地と農民戸数を程よく調斉するために、その村落の集団力をもって、第二村落を造るべき未墾地を給付する(26)」ことが必要となるという。村落の発達を見ると、上~村、中~村といったものがあるのはそれである。「自治の本旨は、個人は個人自らを治め、村落は村落自らを治むるを以て、その基礎とするものなれば、もし村落を以て自治組織の単位に定むるとすれば、その村落住民の生存必要物資の処理は、当然村落の権能に置かねばならぬ。然るに彼の利己主義に抱れる個人の絶対的なる所有権は、毎に自治共同の権能を侵害し、公衆の生存必要物資の出入を攪乱し、甚しき場合は公衆の共存を危殆に陥れ、村落の自治権能を褫奪するに至るものである(27)」と主張するのである。そこで、農業・農村問題に触れられる。まず第一に、食糧生産の現状の問題点が指摘される。すなわち、①個人の自由取扱に放任されていること、②農地の資本所有化、③大地主の米放売(村落集団の権能で禁止する)、④小作農化、⑤細農・小作農の放売(購買組合、共済組合の組織化へ)である(28)。第二に、資本家の土地兼併の問題が再論される。すなわち、米租と金租との変化、地租の低廉化による「納税が簡易且つ低廉となりしは、当然一般農民の福利を増進する結果とならねばならぬが、これが全く反対の結果をなし、資本家の土地兼併、自作農民の激減、小作料の昂上を惹起し以て多数小農の窘迫となったのである。この資本家の土地兼併に依りて生ぜし弊害は、重要食糧の独占、其独占に伴う配給の困難、価額昂上等である。小作料の昂上に依りて生ぜし弊害は、細農の大部が漸漸其食糧の自給力を失い、現今は大部分半ケ年の食糧をも支え切れぬ様になった等のことである。乃ちこの富者と貧者との両端より、農村に於ける、自然の自給が維持されぬ様になってきた(29)」とされる。さらに第三に、「最近農村に起れる、諸種の問題」が指摘される。「一つは小作米の搬出による食糧の不足(30)」、「又一つは細農の小口売出に依る食糧不足(31)」、「又一つは、地主と小作人との不調和に生ずる他村民の侵耕(32)」である。「現法制上の範囲に於て、自己の所有物を自己の自由意志によりて処分するに何等の差支えはないが(33)」とも言うが、「村内の土地は、之を社稷本位の立場より見れば、当然其村内住民の共存に資すべきものである(34)」と言う。権藤の不在地主批判である。それ故、「耕地の改良に最も効力あるは、その土地が自作農に依って所有せらるることである。土地が地子即ち小作人に依って耕さることは、あまり喜ばしいことではない(35)」と自作農主義を唱える。小作の場合でも、イタリア北部の永小作の習慣、小作権の売買等を高く評価するのであり、土地の自由競争を批判するのである(36)。

この地主を抑制するものの一つとして村落を捉える。すなわち、村落には八則の自然自治(村落自治権)があるとして、「一、村内治安の管掌権、二、村民の衣食住物資に関する処理権、三、村内の防衛、衛生、戸口の掌理権、四、村財産及び経費の処理権、五、多町村との交渉権、及交通灌溉等に関する交渉権、六、教育機関に対する監督権、七、村民の葛藤に関する仲裁権、八、村内住民の営業に関する制限、若くは拒否の権(37)」を挙げるのである。しかし、「耕作者と地主も相持ちである。資本家と労働者も相持ちである。……互いに心を引きよめたならば、人はすべて天の寵児である、別に隔てるところはない(38)」とも言うし、「然し農民は独り地主のみを責むるのは能でない。……和氣あいあいたる一村の親睦を保つことをも思わねばならぬ(39)」とも言う。これは、不在地主は批判するが、在村地主は批判の対象となっていないことを示すものである。続けて権藤は、農村救済策について、「皆な目前の苟安策のみにして、現状に即して現状を改めんとするもの斗りである。彼の食糧局の米穀管理と云い、自作農保護政策と云い、繭糸保護政策と云い、肥料配給施設と云い、雑然紛然何の効果も挙げず(40)」と政策を批判する。そして、「余はかつて米産諸国の農村構成と、小麦諸国の農村構成が、其沿革に大なる差異あることを発見し、其両者の制度習慣を対観し、シャム、安南等より、支那各省、並びに朝鮮の農村が、其根本に於て欧米の麦作諸国の習俗に相違し、これを一律に見て、其経済措置を立てられぬ的確なる理由を認め、明治以降我農制学の諸家が、米穀措置を立つるに、ことごとく其模範を麦作地帯たる欧米諸国に求めたるは、羊と豚と飼養を同じうするの愚を学べるものではないかと思う(41)」と言い、「日本の社稷体統の国性は、プロシヤの国家主義形式の成立ちとは、全然別のものである(42)」のであって、「プロシヤ式国家主義を基礎としたる官治制度の行き詰まりが、この変態現象を造り出したことが明瞭に分かる(43)」と言うのである。

以上のことから、農村疲弊に対する権藤の考え方を整理する。まず、権藤にとって農村疲弊が意味することは、社稷観の後退であり、その基礎である郷団の自治の後退であった。それが進めば社稷体統の国性の崩壊をももたらすことになると考えられていたのである。こうした事態を引き起こした原因は、欧州法制の模倣にあるとされる。プロシヤ式国家主義が否定されたが、イギリス式自由主義も否定されていた。すなわち、利己主義、私有財産制度、資本力の保護が否定されたのである。そして、農村疲弊を解決する主体は、村落自治に求められた。だから、権藤は、特殊権力者を認める必要はないと言うのである。なお、特殊権力者とは、地主と資本家であり、天皇は含まれていない。彼らは批判の対象とされるが、小作や労働者と相持ちであるとも言われていた。この地主と資本家とでは、権藤の批判の程度は異なっていた。資本家に対しては、土地兼併者、村落の自治機能破壊者と見てより否定的となるが、地主に対しては、他村民の侵耕を招く不在地主への批判を行う一方、

一村の親睦ということで在村の自作地主との協調を求めるのである。すなわち、農村疲弊の解決主体である村落自治を構成するものの中には、自作地主が含まれているのである。この村落自治を強化することが、農村自救の内容となる。この村落自治においては、その範囲の規模が問題となる。そこで、権藤は、農地と農民戸数の調整を行うことを考えるのである。もし、戸数が増加すれば、第二村落(分村)をつくるべきだと考え、そうしたことを実行できる権限を村落に付与しようとする。

「八則の自治」がそれであった。こうして、食糧生産の現状の五つの問題点に対する解決策は、①国家の援助、②農地の資本所有の禁止、③村落自治による地主の米放売禁止、④自作農化、⑤購買・共済組合の組織化ということになる。但し、立論上、国家の役割は積極的なものではないであろう。むしろ国家主義を否定し、村落自治を基礎とする地方分権を主張するのである。こうした立場とも関わって、経済更生政策に批判的となる。すなわち経済更生などのわが国の農政は、米作措置を立てるのに麦作措置を念頭に置いた欧米諸国の「農制学」に依拠していると見るのである。

#### 註

- (1) 権藤の伝記的研究として、滝沢誠『権藤成卿』、紀伊國屋新書、一九七一年、がある。
- (2) 『現代史資料』四、みすず書房、二四頁
- (3) 横山臣平『秘録、石原莞爾』、芙蓉書院、一九七一年、二四七頁
- (4) 権藤成卿『農村自救論』、文芸春秋社、一九三二年、二頁
- (5) 権藤成卿『農村自救論』、一五頁
- (6)～(7) 権藤成卿『農村自救論』、一八頁
- (8) 権藤成卿『農村自救論』、一九頁
- (9) 権藤成卿『農村自救論』、二〇～二一頁
- (10) 権藤成卿『農村自救論』、二一頁
- (11)～(12) 権藤成卿『農村自救論』、一〇一頁
- (13) 権藤成卿『農村自救論』、三三頁
- (14) 権藤成卿『農村自救論』、四三頁
- (15) 権藤成卿『農村自救論』、五六～五七頁
- (16) 権藤成卿『農村自救論』、五九頁
- (17)～(18) 権藤成卿『農村自救論』、六四頁
- (19) 権藤成卿『農村自救論』、三七頁
- (20) 権藤成卿『農村自救論』、八二～八三頁
- (21) 権藤成卿『農村自救論』、九九頁

- (22) 権藤成卿『農村自救論』、一〇四頁
- (23) 権藤成卿『農村自救論』、一〇八～一〇九頁
- (24) 権藤成卿『農村自救論』、一四二頁
- (25) 権藤成卿『農村自救論』、一六五頁
- (26) 権藤成卿『農村自救論』、一四七～一四八頁
- (27) 権藤成卿『農村自救論』、一五一～一五二頁
- (28) 権藤成卿『農村自救論』、一五四～一五七頁
- (29) 権藤成卿『農村自救論』、一七九頁
- (30) 権藤成卿『農村自救論』、一八〇頁
- (31) 権藤成卿『農村自救論』、一八一頁
- (32) 権藤成卿『農村自救論』、一八二頁
- (33) 権藤成卿『農村自救論』、一八〇頁
- (34) 権藤成卿『農村自救論』、一八二頁
- (35) 権藤成卿『農村自救論』、一九四頁
- (36) 権藤成卿『農村自救論』、一九八頁
- (37) 権藤成卿『農村自救論』、一八三～一八四頁
- (38) 権藤成卿『農村自救論』、一九四頁
- (39) 権藤成卿『農村自救論』、二〇四頁
- (40) 権藤成卿『農村自救論』、二〇五頁
- (41) 権藤成卿『農村自救論』、二二五頁
- (42) 権藤成卿『農村自救論』、二四一頁
- (43) 権藤成卿『農村自救論』、二四三頁

#### 第二項 橘孝三郎 — 土百姓農本主義

橘孝三郎は、一八九三(明治二六)年、紺屋「小林屋」を営んでいた父市五郎の三男として生まれた(1)。祖父市兵衛は没落士族であったが、水戸に流れ着き紺屋業を始め、市五郎の代には、水戸市でも屈指の財産家となっており、二〇町歩前後の小作地を所有し、五反歩程度の田畑を家族で耕作していた。こうして、経済的に何不自由なく育った橘は、水戸中学から一高文科に進むが、中退することになる。当時、橘は、ドイツ観念論、ウィリアム・ジェームズ、アンリ・ベルグソンなどに没頭し、プラグマチズムが正しいと考えるに至っていた。マルクス『共産党宣言』、ロバート・オーエン『新社会観』、クロボトキン『相互扶助論』なども読んでいる。さらに、北一輝『国体論及び純正社会主義』、石川三四郎『西洋社会運動史』などを読んで感激していた。とりわけ、石川の土民思想、自然と自我の一体化された土への還元(自然我)、そういった考え方が青年橘を強く捉えていたと考えられる。そ

こに、トルストイの影響も重なっていた。そうした思想から見ると、名誉、地位、富などに支配されて選択した一高生活など、まったく価値のないことであった。橘は、究理の世界には自分の住む世界がないと考え、自覚的百姓生活こそ願わしいものだと考えたのである。こうして、一高を中退する。半端な選択ではなかったが、青年期の農業経験からそれを会得したのではなかった。理論先行的な面が、橘にはあったと言えよう。中退後、帰郷し、単身で茨城県常盤村に確保した三町歩の荒地を開墾し、畑地とした。その後、結婚し、兄弟たちを説得して、「小林屋」をたたみ、「兄弟村農場」を作るのである。新聞の紹介記事を見て、住み込むことになった青年もいた。「兄弟村農場」の理想が、『農村学』などで展開する「自利他利融合」の理想社会の主張につながるのである。なお、「兄弟村農場」は、七町歩まで拡大するが、日雇いを使い、トラクターを入れたところ、経営が行き詰まった。橘が、カウツキー流の機械化大農業では駄目だと考えるようになったのは、そうした経験によるのである。こうして、機械化、規模拡大化にはこだわらず、現有労働力の合理的配分をめざし、畜産、酪農化をめざすのである。橘のめざした農業経営の方向は、「家族的独立小農」として理論化されることになる。それは、茨城県畑作地帯の農家が現実に進めていた有畜複合経営化の方向と合致していた(2)。だからこそ、橘が、一九二九(昭和四)年に設立した「愛郷会」に、農民が四百~五百名(昭和七年時点)も参加することになったのである。この「愛郷会」が取り組んだことは、農民教育・啓蒙事業、協同組合の形成、農村実費診療所の建設、農業経営の研究、理想部落建設運動などであり、政治的な運動は行わなかったし、行政機関に圧力をかけるような行動も取らなかった。そもそも「兄弟村農場」は、橘が俗世間から抜け出し、理想に生きる場であって、政治や闘争などとは無縁のものであったのである。しかし、「愛郷会」運動は、昭和恐慌下の農村疲弊に直面し、単なる農業経営改善の運動にとどまっていられなかった。農家経済を発展させ、農民の社会的自立を実現するには、それに決定的な枠をはめている行政と政治を、農民自身のものとしなければならなかった。そこで、「愛郷会」は、「村政改革」を掲げ、村政から県政へと、政治に討って出るのである。また、一九三一(昭和六)年には、水戸付近の大降雹による被害救済を求め、橘を先頭に大場支部が会員を動員して、村当局、県当局に押しかけて、陳情活動を行っている。陳情活動に、橘の実力行使主義的傾向がうかがわれるが、「愛郷会」は、選挙で農民代表を当選させ、行政と政治の合法的改革を求めたのである。愛郷会幹部会で「政治的進出の是非について」が議論され、政治的運動を行うことを正式に決めたのは、一九三二(昭和七)年一月である。こうして、「村政改革」を国治改革に発展させるため、「愛郷会」は、一九三一(昭和六)年の「日本村治派同盟」結成に加わることになる。これには、愛郷会の他、農民自治会(下中弥三郎)、大地に立つ社(加藤一夫)、農村共働学校(岡本

利吉)、全国農民芸術連盟(犬田卯)、後の農民協議会(長野朗)、新しき村(武者小路実篤)、自治学会(権藤成卿)、知識人(小野武夫、土田杏村、沢田五郎、室伏高信など)、代議士(風見章)などが、参加している。農本主義勢力の総結集とも言えるものであった。しかし、この同盟は、機関誌の性格などをめぐって、すぐ分裂してしまう。そこで、翌年、愛郷会は、農民協議会(長野朗)、農村共働学校(岡本利吉)などと、実行的な「農本連盟」を設立し、「農本社会党」の結成による政権獲得を考えるのである。この「農本連盟」も、政治的進出の是非をめぐって、分裂する。橘は、井上昭(日召)、古賀清志海軍中尉らとの関係を深め、合法的政治運動の枠を超えて行った。こうして、橘は、一九三〇(昭和五)年に愛郷会活動の一環として設立された「自営的勤労学校愛郷塾」の教師(林正三、後藤罔彦など)と塾生(杉浦孝、塙五百枝、大貫明幹、矢吹正吾、春田信義など)、そして、「農本連盟」から飛び出た過激派を、五・一五事件の実行部隊にしていくことになるのである。具体的には、橘たちの愛郷塾は、都内の各変電所を襲撃・破壊する計画であった。また、中村義雄の第五回証人訊問調書によれば、「橘が風見代議士から議会の傍聴券を買ひ之に依り爆弾二個宛を櫛に入れた愛郷塾の塾生二、三名を議会に潜入せしめ同人等をして傍聴席より首相の施政方針演説中に之に向けて投弾せしめ軍部及民間の同志が外部から之に呼応して一斉に議会襲撃をする(3)」ことにしていたのである。このような展開を示す橘の社会運動農本主義を、以下において、『農村学(前篇)』(一九三一)、『日本愛国革新主義』(一九三二)、『皇道国家農本建國論』(一九三五)などの著作の中に検討する。

『農村学(前篇)』は、「私は一人の百姓である。一人の日本人である(4)」として、「主農的立場と主農的方法」をもって、土百姓から見た歴史観を展開し、土百姓が主人公となる社会の創造を説いている。すなわち橘は言う。「日本農民は日本なる国民社会に対して亡ぶべくしてその存在を許されたる退化群であったかどうか。それとも日本更生の歴史創造の原動力たらしめんとして時代が日本のために用意しておいた新興群であったかどうか。本書の目的とする所はこれに学的な回答を与えんとするのそれに外ならないのである。いや、ことはそれに止まらない。若しも日本が五百五十万戸、三千万の農民大衆を歴史創造の原動力として所謂共同体的農村社会を土台として完全全体国民社会を実現して国際的農民運動なる人類的大運動を率ゆるの日を望み見得る事によってのみ資本主義支配を世界から一掃し得るものであると云う我等の見解にある表示を与へんとするもの(5)」なのである。橘の言う「完全全体国民社会」とは、「精神、物質、全生活に亘って、自利他利合一し得る調和社会(6)」であり、それを「『土の勤労生活』を土台として築き上(7)」げようとしたのである。筆者は本書を通読して、橘には私利私欲のないことが感じられた。橘自身、「私という人間はいはばそろばん神経といふやつを母の腹の中へおきわす

れて生まれて来た(8)」と述べている。その「そろぼん神経」こそ拝金主義の、したがって資本主義の性質であり、農村社会を、ひいては国民社会を荒廃させる病原であると見る。そこで、その病原を歴史的に明らかにし、それを除去するための病原学(=農村学)を構想するのである。「日本国民社会病態病原学としての日本国民社会経済の農村学的一研究」という同書の副題が、それを示している。橋は、「ある運動が起さるるためにはよって以てそれが動かさるる精神と、それが貫かれる主義とを欠くことは絶対に不可能である。しかしまたその精神とその主義は学によつて基礎付けられなくてはならん事も絶対である(9)」と言う。すなわち、橋の農本主義は、単なる「精神」論や「主義」の主張に終らず、農村「学」たらんとしたことに特徴がある。

橋によれば、「資本主義的物質文明の西洋及北米的成熟」は「病態社会の典型」である(10)。これに対して模範となるのは、「小農国デンマーク」であった。その理由は、①富の増大が国民に均分されていること、②国民の教育程度が高いこと、③国民の栄養及び保健状態が良好なこと、である(11)。デンマークは「農村を国民的大運動によって回復せしめ併せて教養高く、健全にして愛国心に燃えた農村青年を以て、勤勉比ひなき小農を創り出し、世界に比ひなき経済的農業と農村組合運動を起さしめ、それを以て農村社会を根本的に改造せしめ得るに成功せしを以て滅びんとする全国国民社会を救った(12)」のである。橋は、この「小農」を「家族的独立小農」と言う。これは、小作・自作を問わないのであるが、それらが構成する理想的部分社会としての村落社会と、病態社会としての都市社会という捉え方が出てくる。橋によれば、「搾取し搾取さるるの状態の下に集合体社会を形成せる都市」に対し、「村落は共同体社会を成す。即ち精神的にも物質的にも全く共通せる利害関係の下に自利他利融合一致し得る調和社会なる共同体社会」なのである(13)。都市の経済生活は「自由争闘の形式の下に於ける個人主義的利己主義生活(14)」であり、村落の経済生活は「生産に消費に共に協同組合主義的であつて、— 之れを完全結合形態と称しておく — そこに個人主義的闘争を用いる余地も必要もない(15)」のであった。こうした都市と村落の差異の基礎とされるのが、「生産二次性原理」である。これは、生命的対象を扱う農業と物質を扱う工業という、農工による二次性をさす。橋によれば、農業では「種の生命力」が重要であり、それは大自然を育む「大宇宙的生みの力」に依存すると言う。そして、「近代機械工業的方法」が農業全面を被うことは不可能と考えるのである。この農工の差異を、「生産活動」、「生産対象」、「生産用具」、「自然」、「社会」において論じている。その結論は、農業生産活動は、非機械的、愛護・勤勞的、独立分散的、家族主義的、小経営形態、自然性的であり、工業生産活動は、機械的、理智的、大経営形態、合理性的であること、農業生産対象は生命体であり、工業生産対象は物質であること、農業

生産用具は、土地と道具であり、工業生産用具は機械であること、工業の自然は物理的自然であり、農業の自然は宇宙的大自然であること、工業の社会は、巨大性、集合体社会、智的結合の社会であり、農業の社会は、村落、共同体社会、靈的結合の社会であること、である。このように、村落の共同体社会の性質を説明する「生産二次性原理」とは、農業生産は生命力に、工業生産は物的力に依存するという農工の差異をさすものであったが、橋はそれを生産形態の問題にする。すなわち、農業生産には「家族的独立小農」が、工業生産には資本主義的経営が適合すると見るのである。論理的には、資本主義的経営による生命力重視型農業生産、及び家族経営による近代機械工業生産も考えられるが、橋はそれは展開しないと指摘するのである。

しかし橋は、農業・農村・小農の論理から工業・都市・資本主義の論理を否定しようとしたのではない。橋は、都市の「農本的発達」を理想としていた。だから、否定しようとしたのは、工業・都市・資本主義の論理から農業・農村・農民を論ずることなのである。この二者の本質的相違性を認めた上で、「農工二者の生産組織の全体内に取り入れられたる有機的結合(16)」が問題となる。これは都市と農村の有機的結合であつて、「都市と農村と、市民群と農民群とが完全全体国民社会に整理、調和、統一(17)」されるかどうか重大問題であつた。これは、橋の資本主義(近代主義)批判が、資本主義そのものの否定ではなかつたことを示すものである。続いて橋は「現代の特色」として、「余りに経済的であつた」として、「人々の経済生活の全く統制を失したる無政府的不安状態(18)」を挙げ、具体的には、「人口食糧問題」、「失業問題」、「日本国民社会経済合理化問題」という三点において論じる。その解決が農村に求められたのであり、したがってこれは、農村が日本国民社会建て直しの基礎となり得るのか、という問題であつた。まず第一の「人口食糧問題」については、マルサス人口論を検討しながら、「食糧は農業に依る」という農村学の第一命題を引き出す。しかも「農業生産に於て常に集約化が粗放化に代わらんとしておる(19)」として、「耕地の経済的面積はその空間的面積に逆比する(20)」、及び「食糧生産額は農民数に正比す(21)」、また「人類生存にとっての根本問題は常に農業生産問題を中心となさざるべからずとは我が農村学の主要な主張の一つである(22)」と言う。こうして、狭少な耕作面積で大人口を養うことの行き詰まりから、「英国資本主義帝国の東洋的出店が開かれて日本に資本主義の早熟性の爛熟が急速調を以て抄どられゆく一つの大きいなる口実が此の所に見い出され行き、更に、資本主義帝国主義的侵略の鋒銳が隣邦諸民族に向けられる口実がまた見い出され行く(23)」ことを批判し、農地造成、反収増加の可能性に言及するのである。だから、橋には戦争批判の視点があつたと言えよう。第二に「失業問題」であるが、まず、マルクス主義の転倒を問題にし、大農による農業工業化が起らざらず、小農が

優越していると言う。すなわち、「農業に関する限り事実は何よりも雄弁にマルクス主義をくつがえしてをる(24)」のであり、「マルクスの眼中にはブルジョワとプロレタリア他なかったのだ(25)」と言うのである。英国においても、「土地を買い占め得、更に買い占めたる土地に耕作しつつある小農をその土地より追い得るの権利が法律的に認められない(26)」なら、「小農は依然として大農と共に同じ価の農産物を市場に提供し得てその農民生活を全うすることが出来た筈である(27)」し、「土地の資本主義化は人類への墓穴である(28)」と主張する。こうして、資本主義の破産性が、土地から農民を引き離し都市の失業問題を起こすので、農業を健全化すれば失業問題は解決する、と橘は見ているのである。第三に「日本国民社会経済合理化問題」であるが、まず米生産と繭生産の日本国民社会経済に対する立場が検討される。米は「全商品界の大宗(29)」であり、繭生産・農村婦人がいて生絲工業がはじめて成立し、綿花生産があつて綿絲工業が成立すると言う。そして、内地米の高価格性は、資本主義の金力支配による耕地売買価格の高額性によるのであり、これが諸物価の高騰をもたらすと見るのである。そこでは資本家だけが恵まれるが、やがて安価な労働を見だし得なくなると言う。また、肥料の自家生産、畜産の日本農業化が重要である、と主張する。乳牛飼育は国民保健上も貢献するとして、「日本農業の救済者たる草」と言い、この「草こそ実に窮乏のどん底より日本農業を救い出すべき自家肥料の原料だったのである(30)」と言う。「かかる生産技術的革命と共に村を信用組合、購買組合、販売組合の三位一体的総合組合に据え置く(31)」ことの重要性を強調するのである。なお、「著者の日本における基本型とする農家は先ず人員、主人主婦老人子供先ず六名の人員を有し、役畜一頭を有す耕地面積水田六反歩畑六反歩を以てせるもの(32)」である。これが「家族独立小農」である。

さらに、「社会は一個の超有機体的組織体である。必然的にそれは全体としての整理、調和、統一を得ることなしに存続し得ない。同時にまたかくしてある均衡を得ることなしにその健全にして充実せる発達成長を見ることは出来ない。そしてそれが現状見るが如く人類が国民群として国民社会を組織し、それを通じて国際社会を徐々に築き上げつつあるの現実に於て、それに対する必須の社会均衡の第一義条件は都市と農村の国民社会内に於ける完全全体国民社会的整理、調和、統一状態、すなわち国民社会的健全状態でなくてはならん。そしてこの健全状態を導くものは農民群と市民群の完全全体国民社会内に於ける全体国民群的生存とその共同体社会的な協働でなくてはならなかつたのである(33)」と言う。橘は、「創造進化的歴史観」、「歴史創造群」、「被支配群」という用語も使っている。こうして、「土の新鮮なる生命の泉によってこの腐り切った血液を一新せねばならんのである。土を離れたる不安底極まりなき社会を土の安定に持ち来らせなくてはならないのである

(34)」と主張する。すなわち、農民階級による勤労主義社会が理想であつた。橘は、「勤労者社会主義」とか、「勤労者国民社会主義」とも言う。それは、テニースのゲマインシャフトを想定している。すなわち橘は、資本主義批判を基本に据えるのであり、その限りで社会主義との親近性を指摘することもできる。しかし、橘にとってマルクス主義は排撃すべき敵であつた。資本主義は物質至上主義であり、マルクス主義もその延長で展開されたものと見るのである。なお、橘のマルクス主義批判は、第三編第二章で取り上げることにする。

『日本愛国革新主義』においては、農民の立場から同胞の立場＝日本人の立場(本質的には東洋人の立場)に移行している。それをつなぐのは、農民こそ日本人の本来の生き方であるという考え方であろう。『農村学前編』に見られた社会有機体論的発想が、橘をして、農民・農村の原理を、社会、国家の原理にそのまま適用させたと考えられる。こうして、「日本は愛国同胞主義によって生き、愛国同胞主義は国体に生きる(35)」と言う。橘は、天皇制を秩序形成の点から容認したのである。この秩序破壊をもたらすものは、個人の自由と平等といった個人主義化であり、もしもそうなれば英国のような事態となると見る。そこに依拠して勢力を拡大するのがマルクス主義であるとされ、「最近革新主義を談ずる場合最も困ることは人々が例の革新の階級性なるものに囚はれてしまふ事であります(36)」と言う。そのマルクス主義的階級論は、西洋流の物の見方であるとされ、「我々は理屈で現実をしばり殺してしまふやうな事をしてはなりません(37)」と言うのである。また、日本は腐つていても言う。すなわち、「何でも金です。金の前には同胞意識もなければ、愛国精神もない(38)」と言う。この認識は、西洋対東洋、都市・市民物質文明対農村・農民文明という発想を背後に持ち、橘の日本主義に帰結するのである。

さて、具体的農民救済策としては、「土地の国民的管理」を訴える。すなわち、「第一に家産法を設定して農家の生活と生産を安定せしめること、第二に大地主を無くすること、第三に国有土地を解放して内地植民を部落建設的に行ふこと(39)」を主張する。そこで、「満蒙問題のごとき、これを如何にせんということは自国の厚生を前提としてのみ可能であると同時に、外に対しては土匪を云々するがごとき事柄は末の末なるもので、……(40)」と言うことになる。満蒙開拓には積極的ではなかつたのであり、その限りで、石原莞爾や加藤完治らの満蒙開拓推進論の考え方とは異なるのである。なお、橘は、続けて、「先ずアメリカをたたき伏せ、更に国際聯盟を屈服せしめる事から始めなくてはなりません」と、好戦的主張を行っている。満蒙の前に、アメリカと国際聯盟を片付けるといふ過激な主張は、「西洋資本主義唯物文明の超克」の実践であつた。また、「国家と個人が支配と被支配関係によって対立するが如き事は許されなくなるわけで、統治の中心に立つものは国民をよく協同自治の実を挙げ得るが如くに指導し統率するの任に当る一方、国民はその

指導統率化に於てよく協同体制中に自治するといふ形になる(41)」として理想国家像を語り、「国全体が原始共産体を大きく引延した、共同体完全国民社会を出現できる政治組織(42)」として、「国民的協同自治」、「愛国同胞主義の政治組織」を位置づける。こうして、「中央至上主義的な集権性の如きは、根本的に改められて地方分権的のものとなし、之をして国民的共同自治主義の実を挙げしむるに適當なる如くに聯盟せしむるに鞏固な中央を以てせねばならない(43)」と主張するのである。

以上のように、橘にとって農村疲弊とは、「資本主義的物質文明の西洋及北米の成熟」がもたらす病態的都市社会によって支配され収奪された姿であった。しかし、この疲弊しきった農村社会の土百姓こそ、「資本主義支配を世界から一掃」し、「土の新鮮なる生命の泉によってこの腐り切った血液を一新」するところの歴史創造群でなければならなかった。こうして、農村疲弊という現象の把握の中に、土百姓が真に歴史創造群であるのか、それとも単なる滅びゆく退化群であるのかが問われていたのである。さらに、農村は健全なる「完全全体国民社会」を建設する土台であったのであり、したがって、農村疲弊とはそうした土台の弱体化を意味するものでもあった。また、橘にとっての農村疲弊の主因は資本主義にあった。資本主義そのものの否定ではなかったが、資本主義の破農性が問題とされたのである。この資本主義とは欧米型の歴史的進化であり、それを導入したのは国家権力に他ならなかった。それ故、少なくとも農林省『農村経済更生計画樹立方針』のように、農本疲弊の原因を農村・農家内部の非合理的経営の要因に力点を置いて捉える発想ではなかった。つまり、農民が悪いから疲弊したとは考えず、外的要因で疲弊させられたと考えているのである。こうした農村疲弊の解決主体は「家族的独立小農」であったが、それは一つのモデルであり、現実の主体としては自作農が中心で、小作農を含むものであった。地主については、「大地主を無くすること」との指摘があったが、地主制そのものを否定する議論はしていない。とはいえ橘には、「生産二次性原理」によって理論化された勤労主義があったのであり、反地主的であったことは確かである。この勤労的農民群と勤労的市民群との協働によって「完全全体国民社会」を建設するという立場が、橘の「勤労者国民社会主義」なのである。そこで農村救済策として、まず集約化が強調された。それは、「耕地の経済的面積はその空間的面積に逆比」し、「食糧生産額は農民数に正比」するとの理解によるものであった。農林省『農村経済更生計画樹立方針』では、「経営ノ規模極メテ狭小」なので、土地・労力・資本の利用を「出来得ル限り集約化ナラシメ」ることが指示されていた(44)。石原莞爾なども、零細性は「日本農村の根本欠陥」だと考えていた。それが満蒙開拓へとつながるが、橘の認識はそれらとは異なるものであった。橘によれば、零細であっても集約化に成功すれば経済的面積が拡大するのである。また、

空間的面積拡大にしても、地主や資本家による土地買い占めの法的禁止及び「土地の国民的管理」の展望の下、「内地植民を部落建設的に行なうこと」で解決されるべきことであった。さらに、肥料の自家生産、畜産の日本農業化、信用組合・購買組合・販売組合の三位一体的総合組合の設置などにより、資本の金力支配を打ち破ることで、農村疲弊を克服しようとしたのである。

ところで、橘の国家改造論は、『皇道国家農本建国論』において明確にされている。その第四章の「二、西洋唯物文明精神の超剋と東洋精神への復活」において、近世西洋唯物文明の支配を一掃して、東洋精神を真髓として国を改造することを主張する。橘の捉える近世西洋唯物文明の根本精神とは、「強烈なる自己意識の擡頭、個人主義と個人主義的自由主義の発展、そして、科学即ち、主智主義的合理主義の発達、約言すれば唯物主義精神(45)」である。それは、アダム・スミスの言う「経済人」の精神であり、「物質的欲望中心至上主義」であった。その精神は、自然との関係においては、〈自然を征服する〉考え方となる。橘は、東洋精神が、これと対極の立場に立っていると考える。「印度の文明は……大自然のふところにあたゝかく抱かれてその恵の下に生存することを発見した(46)」のである。天地大自然への同化、協力一致協同を求めるのが、東洋精神である。だから、橘は、印度において、町が形成されても、それは農村から切り離されてはいなかったと見るのである。こうして、「印度及び支那は申すに及ばず、我が日本の如きもそれであるが、東洋諸国は常に農本的存在を示さないものはない(47)」と論じられる。こうして、東洋精神の真髓は、「大地主義精神、即ち、国土主義精神、農本主義精神、協同主義、勤労主義精神(48)」なのであり、その精神によって、「平和なる理想郷の村落共同体社会」を建設しようとしたのである。橘にとって、農本主義とは「土が持つ人間生活への根源的意義を指す(49)」のであり、重農主義的な考え方ではなかった。なお、本論文で既に触れた二宮尊徳の人道の考え方は、自然に従いながら自然をコントロールする考えかたであった。二宮は、半分、〈自然を征服する〉考え方であったのである。だから、橘的に考えると、二宮は、半分、非農本主義だということになる。ところで、東洋精神を強調すれば、東洋諸国は同胞となる。敵は欧米諸国である。だから、先に指摘したように、橘は、朝満蒙開拓論に関して慎重であった。加藤完治には、劣った朝鮮農民を、優秀な日本農民が指導して行くといった発想が見られる。加藤は農民魂から日本魂・日本主義を強調したが、そこには、東洋諸国に対する優越意識が存在している。優越感に劣等感の裏返しであるとも言われるが、案外、加藤には、欧米諸国に対する劣等意識があったのではないかと、筆者は考えている。しかし、橘には、東洋諸国への同胞意識と欧米諸国への輕蔑意識が見られるのである。

さて、橘の理想国家は、「皇道国家」であった。それでは、橘は天皇制をどう捉

えていたのだろうか。第四章の「三、皇道国家国民共同体への国家改造根本精神」において、「共同体社会」・「皇道国家」を、「集合体社会」・「霸道国家」と対置している。橘は、理想の共同体を、「一団中の最も徳望高き人格者」としての指導者に率いられ、「一団の根本自治共同の方針」のもと、助け合いながら農耕に従事し、「夫婦相和し、兄弟に友に、朋友相信じ合ひ、老幼、男女自ら秩序統制を得」といったイメージで描いている(50)。「皇道国家」も同様であろう。したがって、「皇道国家」の指導者は、一団中の最も徳望高き人格者でなければならなかった。「皇」とは、天皇をさす。橘の著作目録を追うと、五・一五事件前までは、農村研究が主であったが、事件後、皇道研究を主とするようになっていく。その集大成が、戦後の『神武天皇論』、『天智天皇論』、『明治天皇論』の天皇論三部作である。しかし、『農村学前編』においては、「土百姓」を議論の出発点としており、橘の理想社会が、現実の天皇制社会でなければならぬ論理的必然性はなかったのである。ただ、理想社会は共同体社会であり、そこに指導者が必要であった。それは、現実的には、天皇以外に求めることはできなかったのである。天皇以上に国民を引き付けているものは存在しなかったし、新嘗祭など農耕と深い関わりを歴史的に有してきた天皇は、橘の農本主義に必然的ではなかったとしても、適合的であった。こうして、橘は、指導者を天皇に求め、その「徳望高き人格」の權威によって、皇道国家が理想的な秩序あるものに纏まると考えたのである。

こうして、橘は、「皇道国家」の理念を示す。すなわち、第五章で論ずる「日本国家改造案大綱」である。国家改造は、資本主義や社会主義との対比で、便宜上、経済、政治、教育、共済の四項目で説かれている。求められる経済組織は、「国民共同体主義」の経済組織であった。すなわち、家族体の原理を経済原理として、それを農村共同体社会、都市共同体社会に一貫させるという考え方である。だから、「国民共同体主義」の経済組織は、物流の組織ではなく、人的交流の組織であった。具体的には、各種職業体や協同組合の発展、厚生経済的なものの国家統制管理(橘は福利厚生を国家が責任を持つことと考えており、国家的資本主義ではないと述べている)、軍需・交通通信・電気などの国家直営化などを構想するのである。土地所有に関しては、累進律による地租を課すること、家産法を設定すること、都会地の家屋建築上への統制、農村における地代農方法の採用などを求めている。こうして、農地の農村共同体の直接管理化、都会地の都市共同体直接管理化、不在地主一掃、小作農の家族的独立小農化を理想とする。金融に関しては、財閥の独占化の禁止、農村と都市の共同体それ自身の金融機関を組織し系統機関化すること、金融資本の科学的統制を主張している。こうした人間本位の考え方が、政治組織、教育組織、共済組織にも貫かれる。政治組織の原理は「共同総意主義」であり、中央集権の改善が説かれる。だから、橘には、天皇による独裁集権的支配のイメージはな

ったのである。また、教育組織の原理は「勤労主義的人格教育」であり、自営的勤労学校の設立を説いている。そして、共済組織の原理は「共同連帯主義」であり、保健事業の国家統制、農村都市共同体自身が保険事業を起こすこと、医療や冠婚葬祭の社会化を主張している。これが、橘の農本国家像である。これを直ちに、ファシズムと呼ぶ根拠はないであろう。

#### 註

- (1) 橘孝三郎の生い立ちに関しては、松沢哲成『橘孝三郎 — 日本ファシズム原始回帰論派』、三一書房、一九七二年、に詳しい。
- (2) 東敏雄『勤労農民的経営と国家主義運動』(お茶の水書房、一九八七年)や、井上毅『農法変革の歴史論理』(日本経済評論社、一九九七年)を参照されたい。
- (3) 『現代史資料』五、みすず書房、一九六四年、六二九頁
- (4) 橘孝三郎『農村学前編』、建設社、一九三一年、三頁
- (5) 橘孝三郎『農村学前編』、一一頁
- (6)~(8) 橘孝三郎『農村学前編』、四頁
- (9) 橘孝三郎『農村学前編』、九頁
- (10) 橘孝三郎『農村学前編』、二頁
- (11) 橘孝三郎『農村学前編』、三頁
- (12) 橘孝三郎『農村学前編』、四頁
- (13)~(15) 橘孝三郎『農村学前編』、四〇頁
- (16)~(17) 橘孝三郎『農村学前編』、四二頁
- (18) 橘孝三郎『農村学前編』、四五頁
- (19)~(21) 橘孝三郎『農村学前編』、五七頁
- (22) 橘孝三郎『農村学前編』、五八頁
- (23) 橘孝三郎『農村学前編』、五九頁
- (24) 橘孝三郎『農村学前編』、六八頁
- (25) 橘孝三郎『農村学前編』、六九頁
- (26)~(28) 橘孝三郎『農村学前編』、七一頁
- (29) 橘孝三郎『農村学前編』、一〇三頁
- (30) 橘孝三郎『農村学前編』、一三三頁
- (31) 橘孝三郎『農村学前編』、一三四頁
- (32) 橘孝三郎『農村学前編』、一三五頁
- (33) 橘孝三郎『農村学前編』、一六七~一六八頁
- (34) 橘孝三郎『農村学前編』、一六九頁
- (35) 橘孝三郎『日本愛国革新主義』、『現代史資料』五、七七頁